

## 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト事業[拡充]

【220(182)百万円】

### 対策のポイント

- ・我が国の食産業の海外展開促進のため、SPS関連の国際基準作成・普及を支援します。
- ・アジア諸国における越境性感染症の清浄化に向けた取組を強化します。

### <背景/課題>

- ・我が国の食産業の円滑な海外展開、動植物の疾病・害虫のまん延防止、食品の安全を確保するためには、各国ごとに異なるSPS (Sanitary and Phytosanitary: 食品安全、動物衛生や植物防疫) 措置の調和を図ることが必要です。このため、国際機関へ専門家を派遣し、ASEAN諸国において人材を育成する必要があります。
- ・アジア諸国では、国境を越えてまん延する動物疾病(越境性感染症)が拡大する危険性が高まっていることから、各国間の協力体制の確立が急務となっています。我が国は、国際獣疫事務局等が構築する「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)」の下、東/東南/南アジアの地域単位での清浄化対策を支援する必要があります。

### 政策目標

- 我が国の食産業のニーズに応じたSPS関連国際基準の策定
- SPS関連国際基準の策定・普及を担うASEAN諸国の人材の育成
- 越境性感染症の清浄化に向けた地域防疫計画の策定及び推進

### <主な内容>

1. SPS関連国際基準策定機関の活動支援による国際基準策定の推進  
78(78)百万円
  - (1) 国際食品規格(Codex)委員会事務局への専門家派遣  
Codex委員会事務局に専門家を派遣し、国際基準の策定を支援します。
  - (2) 国際植物防疫条約(IPPC)事務局への専門家派遣  
植物防疫分野の国際基準策定機関に専門家を派遣し、基準策定及び国際的電子証明システムの構築を推進します。また、2017年4月に新たに設置が決定した実施能力開発委員会の活動への積極的参画により国際基準等の実施促進を支援します。
  - (3) 国際獣疫事務局(OIE)への専門家派遣  
OIE本部に専門家を派遣し、国際基準の策定を支援します。
  - (4) 国際的なリスク評価機関(JECFA・JMPR)会合支援  
JECFA(食品添加物・汚染物質等)及びJMPR(残留農薬)による会合開催を支援し、国際基準策定の迅速化に貢献します。

拠出先：国際連合食糧農業機関(FAO)  
世界保健機関(WHO)  
国際獣疫事務局(OIE)  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度  
但し(2)のみ平成29年度～平成31年度

## 2. S P S 関連国際基準の策定・普及に向けたアジア地域プログラムの実施

60(71)百万円

ASEAN諸国において、食品安全や種子の植物検疫に関するSPS関連国際基準の策定に必要なデータ収集等を実施できる人材及び策定された国際基準等を自国内で普及できる人材を育成するためのトレーニングを実施します。

また、専門家を派遣し、我が国にとって重要な種子生産地であるASEAN諸国において、本年4月に新たに採択された種子の国際基準の導入を支援します。

〔 拠出先：国際連合食糧農業機関（FAO）  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度 〕

## 3. 口蹄疫等越境性感染症の清浄化に向けた取組

82(33)百万円

専門家会合や周辺地域と連携した会合を開催し、口蹄疫等の越境性感染症の防疫計画及び専門家ネットワークの整備等を通じ、清浄化に向けた取組を支援します。さらに、アジア地域の疾病監視の推進及び各国の疾病情報の集約・分析・発信活動強化の支援を行います。また、これらを推進する専門家を派遣します。

〔 拠出先：国際獣疫事務局（OIE）  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度 〕

お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ	(03-3502-5913)
消費・安全局食品安全政策課	(03-5512-2291)
植物防疫課	(03-3502-5976)
動物衛生課	(03-3502-8295)

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

## 事業概要・目的

### 【概要】

☆ 7つの事業で、国際基準策定、普及（SPS措置の制度設計・実施）の総合的な取組を実施（H27～31年度、5カ年）

（非ODA事業）

- ①国際食品規格（Codex）委員会事務局への専門家派遣
- ②国際植物防疫条約（IPPC）事務局への専門家派遣
- ③国際獣疫事務局（OIE）への専門家派遣
- ④リスク評価機関（JECFA・JMPR）会合支援

（ODA事業）

- ⑤FAOアジア太平洋地域事務所への専門家派遣（食品安全）
- ⑥FAOアジア太平洋地域事務所への専門家派遣（植物防疫）
- ⑦OIEアジア太平洋地域事務所への専門家派遣（動物衛生）

（目的）

- 我が国の実情に沿った国際基準の策定を主導
- リスク評価機関での評価作業の促進
- 途上国での国際基準の普及・実施、制度設計、人材育成
- アジアでの越境性感染症の清浄化に向けた取組の強化

## 事業イメージ・具体例

### 背景

- ASEANを中心とした世界の食市場への参画 — インフラ環境整備、ASEAN連結性支援
- 経済連携交渉進展に伴う物流活性化 — 食品安全・動植物の疾病・害虫のまん延防止
- 輸出促進 — 流通・貿易の円滑化

### 課題

- SPS関連インフラの未整備 — 我が国企業の進出、食品の輸出入に支障
- ASEANにおけるSPS関連の人材不足 — 国際基準に沿ったSPS措置の実施が困難

### 国際基準の策定

1. SPS関連の国際基準策定過程で我が国の実情に沿った基準が策定されるよう、国際機関に対し、積極的な働きかけを実施、リスク評価機関への貢献（非ODA事業）

### 途上国の人材育成

2. ASEAN諸国をはじめとした、途上国において、SPS関連国際基準の策定・普及支援  
3. アジアにおける越境性感染症の清浄化に向けた取組強化（ODA事業）

## 期待される効果

- 我が国の食産業の海外ビジネス環境整備
- 輸入農産物・食品の安定供給
- 越境性感染症・病虫害のまん延防止
- 我が国とASEANの協力関係向上・プレゼンス向上

## 資金の流れ



# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

- ① FAO (Codex事務局) 専門家派遣
- ④ リスク評価機関(JECFA・JMPR) 会合支援

## 事業概要・目的

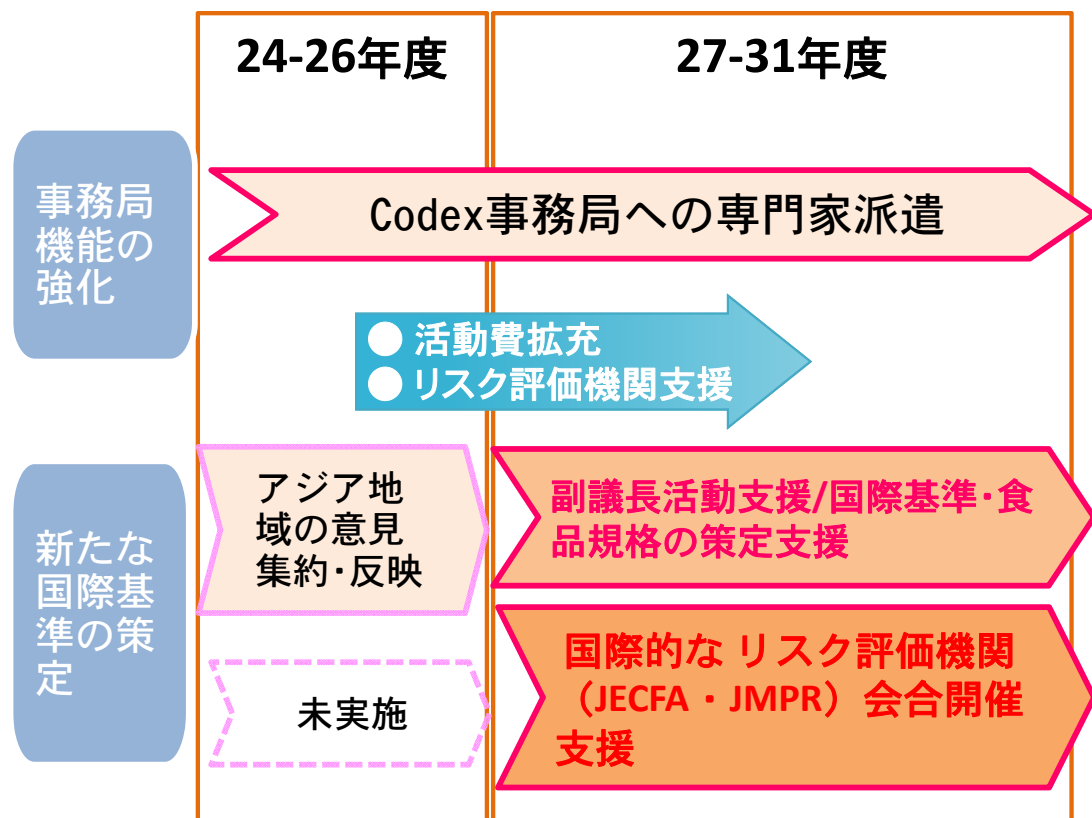
○我が国食品産業より、アジア地域で国際基準の普及が遅れていること、各国の食品安全規制が異なっているとの声  
→ビジネスの海外展開に支障

○コーデックス委員会では、国際基準の策定手続きの迅速化が求められる  
○我が国発の規格・我が国の実態に合った基準の策定が必須  
→我が国からの専門家派遣を通じてCodex事務局の機能と活動の強化。

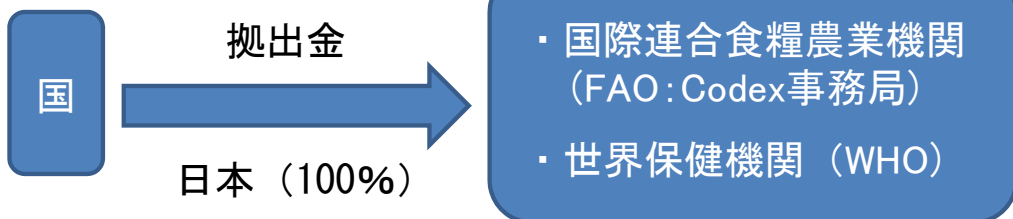
○我が国の食料生産・輸出に影響を及ぼす食品添加物、汚染物質、残留農薬について、リスク評価会合での手続き遅延  
○これにより迅速な規格策定の妨げに  
→リスク評価機関の開催支援を行うことで迅速化に貢献。

- 国際機関の機能を日本が下支え
- 我が国の食産業の海外展開支援

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 我が国の実態を国際基準に反映
- 我が国が提案する食品規格の策定
- 我が国の食産業の海外展開支援
- 我が国の食品の安全に貢献
- 国際機関への貢献拡大

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

## ② IPPC事務局への職員派遣

### 事業概要・目的

#### ○事業概要

IPPC（国際植物防疫条約）事務局に我が国専門家を派遣することにより、加盟国やIPPC事務局の情報を迅速かつ的確に入手するとともに、国際基準策定及び電子証明システム（ePhyto）の構築の推進やアジア地域への普及に貢献。

2017年4月に新たに設置された実施能力開発委員会（IC）が各国に対して行う国際基準の導入等を支援することで我が国農産物の輸出円滑化に貢献。

#### ○事業実施期間：

H29～H31（3年間）

### 事業イメージ・具体例

#### IPPC事務局（在ローマ）

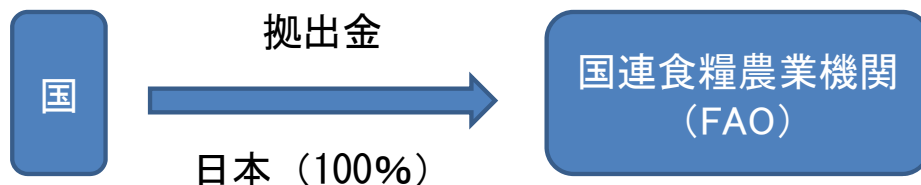
##### (1) ePhytoの構築・普及

- ePhytoの構築を推進し、各国が利用しやすいePhyto導入・管理マニュアルを作成
- アジア地域各国におけるePhytoの導入・普及を推進

##### (2) 国際基準の策定・導入

- 国際基準の策定を支援
- IPPC実施能力開発委員会の活動を支援し、各国における国際基準等の適切な導入を推進

### 資金の流れ



### 期待される効果

- アジア地域にePhytoが導入されることにより輸出関連手続きの利便性が向上し、我が国農産物の輸出が促進
- アジア地域に国際基準が導入されることにより検疫協議が加速化されるとともに、我が国への病害虫の侵入・まん延を防止

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

## ③ 国際獣疫事務局 (OIE) への専門家派遣

### 事業概要・目的

#### ○事業実施期間

H9～ 国際獣疫事務局 (OIE) 本部へ日本人専門家を派遣。

H14～ OIEの策定する国際基準のうち、特に動物及び動物製品の輸出入検疫に係る条件を定める「OIEコード」策定を専門に担当する国際貿易部がOIE本部に新設。日本人専門家は新設当初より当該部署に配属され、OIEコード案のとりまとめ等基準策定業務を実施。

(H27～H31: 平成27年度組替新規: 5年間)

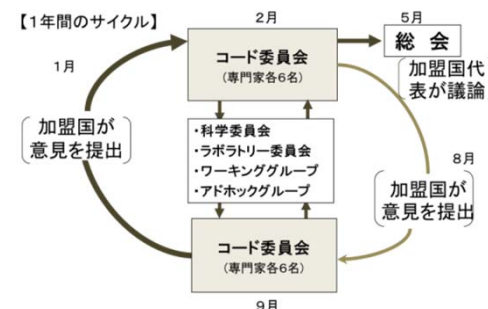
#### ○事業概要

OIEによる国際基準策定に貢献するため、OIE本部への日本人専門家の派遣を行う。

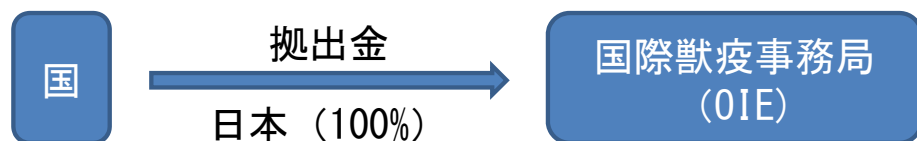
### 事業イメージ・具体例

- OIEコード案に対する加盟国からの意見の整理に従事。我が国の意向を踏まえた改正案のとりまとめを行う。
- OIEコード案について検討を行う専門家会合であるコード委員会の運営に関与。議論の方向付けを行う。
- コード委員会の議論内容についての迅速な情報収集。
- OIEが必要に応じて設置する特別専門家会合の設置情報をいち早く入手し、日本人専門家を推薦。

#### OIE基準の策定プロセス



### 資金の流れ



### 期待される効果

- 我が国（及びアジア地域）の実情を反映し、我が国が適用可能な国際基準が策定される
- 動物及び動物製品の輸出入の円滑化

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

⑤ FAOアジア太平洋地域事務所への専門家派遣（食品安全）

## 事業概要・目的

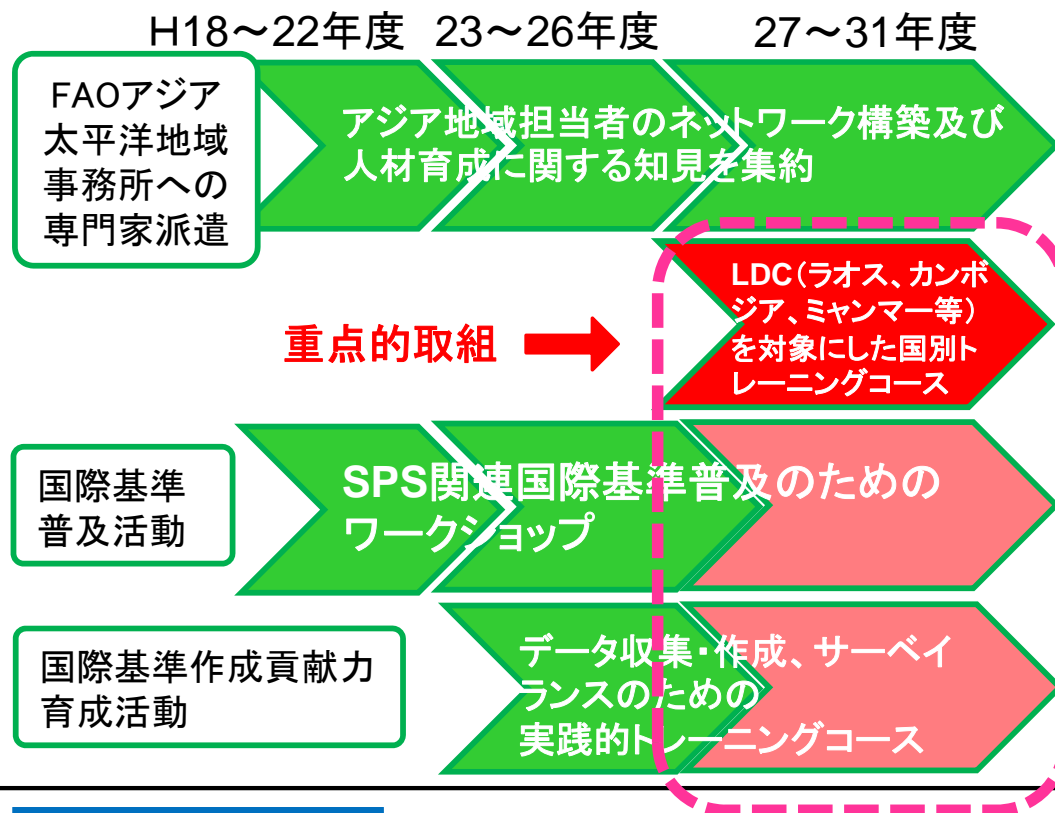
○我が国の農産物・食品を支える食産業が海外市場で不要な規制に直面することなく活躍するためには、SPS関連の国際基準が我が国の生産実態やリスク管理措置と調和の取れたものとなる必要。

○SPS措置を通じた国際的支援の実施はASEAN連結性支援の主要案件の一つ（平成25年11月内閣官房「経協インフラ戦略会議」）

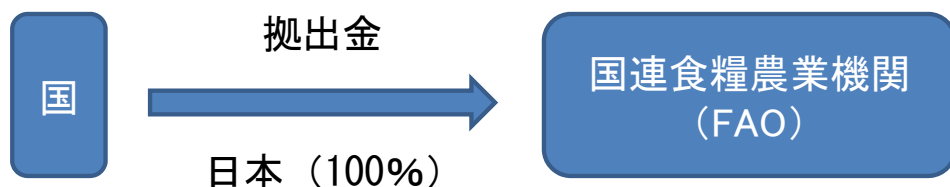
○アジアにおいて、国際基準に沿ったSPS措置を策定できる人材の不足が我が国の食産業の輸出の障害に。

国際基準を浸透させ、我が国食産業の輸出に資する基盤を構築すべく、人材育成事業を中心とした活動を展開する。

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 人材育成を通じた農業・食品分野における技術水準の向上により、我が国の食産業のASEANを中心とした海外展開に貢献
- アジア地域全体の連携を通じたSPS関連国際基準の策定支援

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

⑥ FAOアジア太平洋地域事務所への専門家派遣（植物防疫）

## 事業概要・目的

### ○背景

種子は重要な病害虫の侵入リスクが高い経路であり、種子伝染性病害のまん延防止及び種子の植物検疫措置の国際調和が課題である。さらに、本年4月のIPPC総会で種子の国際移動に関する国際基準が採択されたことを受け、我が国種子産業にとって重要な種子生産地（採種地）であるアジア諸国において、国際基準の実施促進を図る必要がある。

### ○目的

国際基準に則して国際的な種子伝染性病害のまん延防止に貢献するとともに、種子の国際移動の円滑化を図り、我が国種子産業の海外展開を後押しする。

### ○事業概要

FAOアジア・太平洋事務所へ我が国専門家を派遣し、種子検疫に関する検疫ガイドラインの策定や対象国（タイ及びベトナム）の植物検疫担当者のトレーニング等を実施する。

### ○事業実施期間 H27～H31

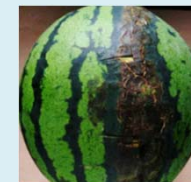
## 事業イメージ・具体例

### FAOアジア太平洋地域事務所（在バンコク）

○各国で異なる植物検疫措置の調和を図るため、種子伝染性病害に係る検疫ガイドラインを策定・実証

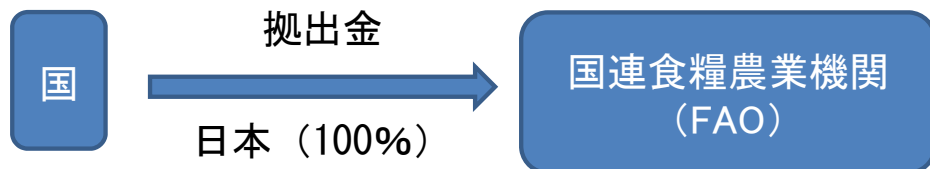
○検疫ガイドラインを用いたトレーニング、ワークショップを開催し、各国における高度な検定手法の普及と人材育成を促進

○国際基準及び種子の移動に伴うリスク等への認識を高めるため、種子業界向けセミナーを開催



【種子病害の例】  
スイカ果実汚斑細菌病

## 資金の流れ



## 期待される効果

○種子の国際流通が円滑化されることにより、我が国種子産業の海外展開に貢献

○国際基準の実施能力向上により、我が国への種子伝染性病害の侵入・まん延を防止



# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

## ⑦ OIEアジア太平洋地域事務所への専門家派遣（動物衛生）

### 事業概要・目的

#### ○事業概要

OIEとFAOが立ち上げた「越境性感染症防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)」の下、アジア太平洋地域内の国、国際機関等との協力体制を確立し、口蹄疫等の越境性疾患への対応の強化を行う。具体的には、専門家会合や周辺地域と連携した会合を開催し、口蹄疫等越境性疾患の防疫ロードマップの策定や各国防疫計画及び専門家ネットワークの整備を通じ、OIEによる清浄地域認定が受けられるよう支援するとともに、疾病監視を推進し、感染拡大の要因及び各対策等について検討を行う。さらに、これらを推進する専門家を派遣する。

#### ○事業実施期間

H27～H31：口蹄疫等優先疾病監視を推進、口蹄疫防疫計画のOIEによる公式認証等の取得を支援

### 事業イメージ・具体例

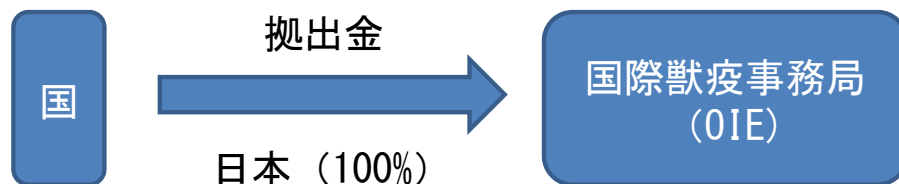
#### OIEアジア太平洋地域事務所(在東京)

- 周辺地域との連携の上で、アジア各国の口蹄疫等防疫ロードマップの策定及び進捗を踏まえた見直し
- 口蹄疫等の疾病監視を推進
- アジア地域の途上国が口蹄疫等防疫ロードマップに沿って策定する防疫計画について、OIEによる認証が受けられるよう支援
- アジア地域各国の口蹄疫清浄地域認定取得を支援
- 越境性感染症に関する科学的知見の取りまとめ及び情報提供を推進

#### OIE本部(在パリ)

- アジア地域において周辺地域と連携した対策を行うため、疾病情報の集約・分析・発信活動を強化

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 各国の疾病発生状況の透明性が高まり、より効果の大きい措置を講ずることが可能となる。
- アジア地域の協調的な防疫対策の推進及び周辺地域との協力により、近隣アジア諸国の口蹄疫等越境性感染症の清浄化が進展し、我が国への侵入リスクも低下する。

# 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」の概要 ( Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures )

SPS協定とは、人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫 (SPS) 措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール (WTO協定の附属書の一部)。

## 加盟国の権利及び義務

### <権利> (第2条1項)

加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、SPS協定に反しない範囲で必要なSPS措置をとる権利が認められている。

(例)

- ・食品安全:  
消費者の健康を保護するための措置  
(食品添加物や残留農薬の基準設定検査証明書の添付、輸入時のサンプリング検査等)
- ・動物衛生:  
家畜等に有害な疾病(口蹄疫等)の国内への侵入を防ぐための措置  
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、加熱処理等)
- ・植物防疫:  
植物に有害な病害虫(ミバエ等)の国内への侵入を防ぐための措置  
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、燻蒸処理等)

### <義務>

加盟国は、SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。

- ① 保護に必要な限度において、科学的な原則に基づいた措置をとること (第2条2項、第5条1~7項)
- ② 関連の国際機関によって作成された国際的な基準や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること (第3条1項)
- ③ 同様の条件下にある加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと (第2条3項)
- ④ 国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で措置を適用しないこと (第2条3項) ほか



すなわち…

- 食品、動植物の輸出入に関する2国間、多国間で合意される輸入条件は、

① 国際基準に整合すること

又は

② 科学的根拠に基づいたリスク評価を実施した上で、適切な保護の水準を決定していること

が求められる。



### 国際基準策定機関

- ・食品安全: 食品規格委員会 (Codex)
- ・動物衛生: 国際獣疫事務局 (OIE)
- ・植物防疫: 国際植物防疫条約事務局 (IPPC)

● 採用しているSPS措置が本協定に違反している場合、WTO紛争処理機関に提訴された際に、当該措置が正当化されない。

## 国際基準設定機関の概要

### コーデックス委員会について (Codex Alimentarius Commission)

#### ○ 概要

コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された政府間期間であり、国際食品規格(コーデックス規格)の策定等を実施。

### 国際獣疫事務所(OIE)について (Office des International Epizooties)

#### ○ 概要

OIEは、①疾病発生に関する通報の収集と配布、②OIEコード(動物の健康及び人畜共通伝染病に関する国際基準)の作成、③口蹄疫、BSE等4疾病について、加盟国の清浄性／リスクの認定(公式認定)、④技術支援を実施。2002年以降は、⑤動物福祉(アニマル・ウェルフェア)及び⑥生産段階における食品安全も活動範囲に追加。

### 国際植物防疫条約(IPPC)について (International Plant Protection Convention)

#### ○ 概要

植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が講じる植物検疫措置の調和を図ることを目的として1952年に発効。事務局はFAO内に設置され、植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)の策定、条約及び国際基準の実施、貿易の促進及び円滑化等の活動を行っている。